

京都市上下水道局告示第10号

京都市指定給水装置工事事業者から、京都市指定給水装置工事事業者規程第7条第1項の規定に基づき事業の廃止の届出があったので、同規程第10条第2号の規定に基づき告示します。

平成17年5月23日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

1 廃止届出業者

京都市下京区西七条北東野町31番地

有限会社鋼和

代表取締役 堀川 延康

2 廃止届出年月日

平成17年4月27日

(上下水道局水道部給水課)